

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月13日（平成30年（行情）諮問第306号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（行情）答申第243号）

事件名：「総務課が管理する法務省が作成した裁判上で使用する用語での内容・定義が記載された文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「総務課が管理する法務省が作成した裁判上で使用する用語での内容・定義が記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月16日付け愛労発総416第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年3月19日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「総務課が管理する法務省が作成した裁判上で使用する用語での内容・定義が記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件対象行政文書については、仮に存在するとすれば、愛知労働局総

務部総務課（以下「総務課」という。）が裁判関係業務に関する用語の内容・定義について調べる際に参照するためのものであって、法務省が作成した文書であると判断した。

（２）原処分の妥当性について

ア 法務省が作成した文書の収受について

愛知労働局に聴取したところ、総務課が保有する文書のうち法務省（名古屋法務局を含む。）が作成した文書で裁判関係業務に係る用語の内容・定義が記載されている文書を収受した事実はないとのことであった。

イ 総務課における裁判関係業務について

愛知労働局に聴取したところ、総務課において、裁判関係業務に係る用語の内容・定義について調べる必要がある場合は、インターネット等を利用しているとのことであった。

ウ 本件対象行政文書を取得していないこと

上記アのとおり、総務課において、そもそも対象行政文書を取得しておらず、また、上記イのとおり、総務課における裁判関係業務の遂行の際に、裁判の用語の内容や定義が不明な場合、インターネット等を活用していることから、自ら対象行政文書を取得する必要性に乏しく、対象行政文書を保有していないことについて不自然とまでは言えない。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

以上より、本件対象行政文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えます。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取り消しを求めているが、処分庁が、本件対象行政文書を保有していないことについては、上記（２）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

４ 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えます。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月13日 審議

④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「総務課が管理する法務省が作成した裁判上で使用する用語での内容・定義が記載されている文書」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を不開示としたことについて、理由説明書(上記第3の3(2))において、以下の旨を説明し、原処分は妥当であるとする。

ア 愛知労働局に聴取したところ、総務課が保有する文書のうち法務省(名古屋法務局を含む。)が作成した文書で裁判上で使用する用語での内容・定義が記載されている文書を収受した事実はなく、また、同課において、裁判関係業務に係る用語の内容・定義について調べる必要がある場合は、インターネット等を利用しているとのことであった。

イ 上記アのとおり、総務課において、そもそも本件対象文書を取得しておらず、また、同課における裁判関係業務の遂行の際に、裁判の用語の内容や定義が不明な場合、インターネット等を活用していることから、自ら本件対象文書を取得する必要性に乏しく、本件対象文書を保有していないことについて不自然とまではいえない。

ウ なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 付言

原処分に対する審査請求について、諮問庁は平成30年6月11日付けで当審査会に諮問(平成30年(行情)諮問第253号。以下「前回諮問」という。)し、当審査会は、同年7月12日に前回諮問に係る審議を行った。その後、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとする結論に変更はなく、補充理由説明書の提出をもって対応可能であったにもかかわらず、理由説明書の記載内容を変更して同月13日付けで改めて当審査会

に諮問（以下「本件諮問」という。）している。また，前回諮問については，本来，本件諮問より前に取り下げるべきところ，諮問庁は本件諮問の後である同月20日付けで取り下げている。

同一の審査請求につき，重複して諮問する事態が生じた原因について，諮問庁は，内部の事務の分担に係る誤りであると説明しており，諮問庁においては，今後，関係事務の適切な遂行が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子